

閲覧用

令和 7 年 1 月 27 日

第 1 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第1回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日（月曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員8名・農地利用最適化推進委員6名 合計14名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員

農業委員4 菅 野 正 信

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

5. 会議概要

午前9時50分 開会

- 事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和7年第1回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。
- 会長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
新年明けましておめでとうございます。また今年1年間皆様のご協力よろしく申し上げます。先日我が農業委員会の角田真由美さんが、農山漁村のパートナーシップの県大会で最優秀賞を頂きましたので、これから全国大会の方まで行って頂きたいと思っている所です。本当に大変おめでとうございます。（「ありがとうございます。」の声あり。）
それでは早速ですけれども議事に入って行きたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。
- 議長 本日の委員は菅野正信さんが都合により欠席されております。本日の出席者は14名で、農業委員会に関する法律第27条の第3項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事を報告致します。
日程第1「会議録署名委員の指名」ですが、大河原町農業委員会規則第31条の第3項に基づきまして、5番委員の佐藤富男委員と6番委員の庄司貞良委員にお願い致します。
よろしくお願い致します。
次に日程第2「会期の決定」でございますが、本日1日としてよろしいでしょうか？お諮りします。
（「はい。」の声あり。）
はい。異議なしという事でございますので、本日1日と決定させて頂きます。
続きまして日程第3「議事」に入りたいと思います。本日の議事は議案が第1号から第4号まで、報告・その他事項となりますので、よろしくお願い致します。それではまず第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1を上程致します。また報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1も関連がありますので、併せて申し上げます。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字新関の走。地目が台帳及び現況が田。理由と致しまして、譲渡人農業経営規模を縮小する。譲受人当該土地を譲り受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。譲受人の農業経営状況については総会資料記載のとおりです。また、関連のある報告第1号に進みます。ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定

に基づく小作地の合意解約について」進行番号 1・金ケ瀬地区。賃貸人先ほどの譲渡人と同じになっています。土地も先ほどと同じになるので省略致します。理由と致しまして双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期、合意解約日が1月15日となっております。以上こちら報告致します。以上となります。

○議長 長 はい、どうもありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。

また周辺にはほ場整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事で質疑なしと認めます。それではこれから採決を致します。

第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・金ケ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字山鳥。地目が台帳及び現況が畑。もう1筆ございまして、同じく新寺字山鳥。こちら地目が台帳及び現況が畑。合計畑2筆。理由と致しまして、貸事務所及び来客用の駐車場として利用する。転用目的の施設概要、コンテナ2棟、駐車場3台分。農地区分が第2種農地。こちら備考と致しまして、令和6年の8月に駐車場として整備致しまして、またコンテナはその後建てて完了しております。事前の着手という事で理由書の提出も付いております。

以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はふるさとファームのビニールハウスの隣で、段差はありますが特に問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺はビニールハウスだけなので、問題はないと思います。4、その他、土地改良

区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当なしです。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、鈴木委員さん。

○鈴木勉委員 ここは農振農用地除外地。白地でよろしいですか？

○議長 長 事務局どうですか？

○事務局係長 はい、そのとおりです。

○議長 長 はい、白地だそうです。ではその他ございますか？（「なし。」の声あり。）

はい、なしという事でこれから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、ありがとうございました。

次に進行番号2を上程します。はい、事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、大谷字末広。地目が台帳及び現況が畑。理由と致しまして、居宅を建築し永住する。施設概要と致しまして、居宅建築、駐車場が4台分。工事時期と致しまして、許可日から令和7年10月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は第二光の子保育園北側にある住宅地で、平坦な場所のため問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願い致します。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願い致します。（「なし。」の声あり。）

はい、なしという事でこれから採決を致します。第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、ありがとうございました。

続きまして第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字西桜。地目が台帳及び現況が畑。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により居宅建築を許可する。賃借人当該土地を借受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、使用貸借権設定。工事時期と致しまして、許可日から令和7年9月30日まで。農地区分が第3種農地となります。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原小学校の北側、セブンイレブン西桜町店向かいの角地で、平坦地でもあり何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、それではこれから採決を致します。第3号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、大変ありがとうございました。

次に第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否について審議するものとする。」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否について審議するものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。利用権の設定をする土地と致しまして、新寺字本屋敷。地目台帳及び現況が田。その外8筆ございまして、合計田9筆。利用権の種類と致しまして、賃借権設定。内容が水田利活用。借賃が物納300kg、1反分当たり37.88kgとなります。存続期間が令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間。利用権の設定を受ける者の経営状況については総会資料記載のとおりです。こちらは再設定の案件となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事ですので、これから採決を致します。第4号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

はい、議事の方は終わりましたが、皆さんの方から何かございますか？（「なし。」の声あり。）

では今日の案件は全て終了しました。大変ご苦労さまでございました。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。よろしくお願いします。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件を承認して頂きました。大変ご苦労様です。これで会を終わります。お疲れ様でした。（「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前 10 時 17 分 閉会

令和7年1月27日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（5番委員）

佐 藤 富 男



印

署名委員（6番委員）

庄 司 貞 良



印

令和7年1月 第1回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）